

「年末年始無災害運動」実施要綱

(平成29年12月1日～平成30年1月31日)



栃木労働局

1 趣旨

栃木県内の労働災害による休業4日以上死傷者数は、平成28年に1,850人と前年より1.0%増えて3年連続の増加となり、死亡者数は17人と前年より1人増えた。

平成29年は、関係者が一丸となって労働災害防止に向けた緊急の取組を実施し、10月末現在で、死傷者数が1,348人と前年同期より1.8%の減少に至っているところであるが、死亡災害は、10月末現在で7名の尊い命が奪われているといった誠に遺憾な状況にある。このうち2名は10月に被災しており、特に懸念すべき状況であると言える。

現在、労働災害の種類の中で一番多く発生している転倒災害の防止に向け、「転倒災害防止90日作戦」を緊急展開しているところであるが、年末年始を迎えるに当たり、労働災害の増加、とりわけ死亡災害や重度の障害が残る重篤な災害、一度に複数の労働者が被災する重大災害の発生が懸念されることから、労働災害防止の一層の強化が必要となる。

これらの状況を踏まえ、栃木労働局及び管下労働基準監督署が主唱し、年末年始における労働災害の撲滅を目的とした「**年末年始無災害運動**」を各労働災害防止団体等とともに実施する。

2 実施期間

平成29年12月1日から平成30年1月31日まで

3 運動スローガン

『異常なし！ ダブルチェックで念入りに 年末年始もゼロ災害』

(中央労働災害防止協会 第47回 年末年始無災害運動スローガン)

4 災害防止の重点事項

- (1) 死亡労働災害の撲滅
- (2) 転倒災害の撲滅
- (3) 墜落・転落災害の撲滅
- (4) はさまれ・巻き込まれ災害の撲滅
- (5) 交通労働災害の撲滅

5 栃木労働局の実施事項

- (1) 災害防止団体等に対する啓発、広報の実施
- (2) リーフレットの作成・配布、広報の実施
- (3) 各種会合等における周知徹底
- (4) 栃木労働局ホームページによる周知

6 各労働基準監督署の実施事項

- (1) 管内の実情にあった無災害運動の展開
- (2) 建設業に対する監督指導等の実施
- (3) 各種会報・機関紙等への掲載依頼
- (4) 各種会合・説明会等における本運動の趣旨の徹底
- (5) その他各署独自の推進運動

7 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる「安全衛生方針」の決意表明
- (2) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- (3) KY（危険予知）活動、ヒヤリハット活動を活用した「現場力」の強化と5Sの徹底
- (4) 転倒災害防止対策の徹底
- (5) 墜落・転落災害防止対策の徹底
- (6) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- (7) 交通ルールの遵守及び交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- (8) 台風等による被害に係る復旧工事等における労働災害防止対策
- (9) 非定常作業における災害防止対策の作成及び見直し
- (10) 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施
- (11) 安全衛生パトロールの実施
- (12) 火気の点検・確認等火気管理の徹底
- (13) ストレスチェック制度の実施を含むメンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- (14) 化学物質のリスクアセスメントの実施に向けた環境整備・化学物質管理の徹底
- (15) 腰痛予防・受動喫煙防止の対策の推進
- (16) インフルエンザ等感染予防対策の徹底
- (17) 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動ポスター・のぼり等の掲示
- (18) その他、各労働基準監督署で進める運動等への積極的な参加・実践